

課税取引金額計算表…〔表イー1〕

課 税 取 引 金 額 計 算 表

この計算表は見本です。

(令和 年分)

(事業所得用)

科 目		決 算 額 A	Aのうち課税取引にならないもの(※1) B	課税取引金額 (A－B) C	R1. 9. 30 以前(※2)	R1. 10. 1 以後(※2)	
					う ち 旧 税 率 6. 3 % 適 用 分 D	う ち 軽 減 税 率 6. 24 % 適 用 分 E	う ち 標 準 税 率 7. 8 % 適 用 分 F
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	円	円	円	円	円	円
売上原価							
期首商品棚卸高	②						
仕 入 金 額	③						
小 計	④						
期末商品棚卸高	⑤						
差 引 原 価	⑥						
差 引 金 額	⑦						
経費							
租 税 公 課	⑧						
荷 造 運 賃	⑨						
水 道 光 熱 費	⑩						
旅 費 交 通 費	⑪						
通 信 費	⑫						
広 告 宣 伝 費	⑬						
接 待 交 際 費	⑭						
損 害 保 険 料	⑮						
修 繕 費	⑯						
消 耗 品 費	⑰						
減 価 償 却 費	⑱						
福 利 厚 生 費	⑲						
給 料 賃 金	⑳						
外 注 工 賃	㉑						
利 子 割 引 料	㉒						
地 代 家 賃	㉓						
貸 倒 金	㉔						
	㉕						
	㉖						
	㉗						
	㉘						
	㉙						
	㉚						
雑 費	㉛						
計	㉜						
差 引 金 額	㉝						
③＋㉜	㉞						

太枠の箇所は課税売上高計算表及び課税仕入高計算表へ転記します。

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。

また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

※2 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

※3 上記の斜線がある欄は、一般的な取引において該当しない項目です。

課税売上高計算表…〔表口〕

この計算表は見本です。

課 税 売 上 高 計 算 表

(令和 年分)

(1) 事業所得に係る課税売上高	金 額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		う ち 旧 税 率 6. 3%適用分	う ち 軽 減 税 率 6. 24%適用分	う ち 標 準 税 率 7. 8%適用分	
営業等課税売上高	①	表イー1の①C欄の金額 円	表イー1の①D欄の金額 円	表イー1の①E欄の金額 円	表イー1の①F欄の金額 円
農業課税売上高	②	表イー2の④C欄の金額	表イー2の④D欄の金額	表イー2の④E欄の金額	表イー2の④F欄の金額

(2) 不動産所得に係る課税売上高	金 額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		う ち 旧 税 率 6. 3%適用分	う ち 軽 減 税 率 6. 24%適用分	う ち 標 準 税 率 7. 8%適用分	
課税売上高	③	表イー3の④C欄の金額	表イー3の④D欄の金額	表イー3の④E欄の金額	表イー3の④F欄の金額

(3) () 所得に係る課税売上高	金 額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		う ち 旧 税 率 6. 3%適用分	う ち 軽 減 税 率 6. 24%適用分	う ち 標 準 税 率 7. 8%適用分	
損益計算書の収入金額	④				
④のうち、課税売上げにならないもの	⑤				
差引課税売上高 (④－⑤)	⑥				

(4) 業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高	金 額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		う ち 旧 税 率 6. 3%適用分	う ち 軽 減 税 率 6. 24%適用分	う ち 標 準 税 率 7. 8%適用分	
業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑦				
⑦のうち、課税売上げにならないもの	⑧				
差引課税売上高 (⑦－⑧)	⑨				

(5) 課税売上高の合計額 (① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)	⑩				
--	---	--	--	--	--

(6) 課税資産の譲渡等の対価の額の計算	
円×100/108 税抜経理方式によっている場合、⑩旧税率6.3%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	(1円未満の端数切捨て) 円 (一般用)付表1-2の①-1C欄へ (簡易課税用)付表4-2の①-1C欄へ
円×100/108 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	(1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-1の①-1D欄へ (簡易課税用)付表4-1の①-1D欄へ ※旧税率適用分がない場合 (一般用)付表1-3の①-1A欄へ (簡易課税用)付表4-3の①-1A欄へ
円×100/110 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	(1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-1の①-1E欄へ (簡易課税用)付表4-1の①-1E欄へ ※旧税率適用分がない場合 (一般用)付表1-3の①-1B欄へ (簡易課税用)付表4-3の①-1B欄へ

※ 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

この計算表は見本です。

課 税 仕 入 高 計 算 表

(令和 年分)

(1) 事業所得に係る課税仕入高	金 額	R1.9.30以前(※)		R1.10.1以後(※)	
		う ち 旧 税 率 6.3%適用分	う ち 軽 減 税 率 6.24%適用分	う ち 標 準 税 率 7.8%適用分	
営業等課税仕入高	①	表イ-1の③C欄の金額	表イ-1の③D欄の金額	表イ-1の③E欄の金額	表イ-1の③F欄の金額
農業課税仕入高	②	表イ-2の③C欄の金額	表イ-2の③D欄の金額	表イ-2の③E欄の金額	表イ-2の③F欄の金額

(2) 不動産所得に係る課税仕入高	金 額	R1.9.30以前(※)		R1.10.1以後(※)	
		う ち 旧 税 率 6.3%適用分	う ち 軽 減 税 率 6.24%適用分	う ち 標 準 税 率 7.8%適用分	
課税仕入高	③	表イ-3の③C欄の金額	表イ-3の③D欄の金額	表イ-3の③E欄の金額	表イ-3の③F欄の金額

(3) () 所得に係る課税仕入高	金 額	R1.9.30以前(※)		R1.10.1以後(※)	
		う ち 旧 税 率 6.3%適用分	う ち 軽 減 税 率 6.24%適用分	う ち 標 準 税 率 7.8%適用分	
損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額	④				
④のうち、課税仕入れにならないもの	⑤				
差引課税仕入高 (④-⑤)	⑥				

(4) 業務用資産の取得に係る課税仕入高	金 額	R1.9.30以前(※)		R1.10.1以後(※)	
		う ち 旧 税 率 6.3%適用分	う ち 軽 減 税 率 6.24%適用分	う ち 標 準 税 率 7.8%適用分	
業務用固定資産等の取得費	⑦				
⑦のうち、課税仕入れにならないもの	⑧				
差引課税仕入高 (⑦-⑧)	⑨				

(5) 課税仕入高の合計額 (① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)	⑩	付表2-2の⑨C欄へ	付表2-1の⑨D欄へ ※旧税率適用分がない場合 付表2-3の⑨A欄へ	付表2-1の⑨E欄へ ※旧税率適用分がない場合 付表2-3の⑨B欄へ
--	---	------------	--	--

(6) 課税仕入れに係る消費税額の計算	
円×6.3/108 税抜経理方式によっている場合、⑩旧税率6.3%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑪ (1円未満の端数切捨て) 付表2-2の⑩C欄へ
円×6.24/108 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑫ (1円未満の端数切捨て) 付表2-1の⑩D欄へ ※旧税率適用分がない場合 付表2-3の⑩A欄へ
円×7.8/110 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑬ (1円未満の端数切捨て) 付表2-1の⑩E欄へ ※旧税率適用分がない場合 付表2-3の⑩B欄へ

※ 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

付表1-3
税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

第4-(9)号様式

この計算表は見本です。

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		・ ・ ・ ・ ・	氏名又は名称	
区 分		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合 計 C (A+B)
課税標準額 ①		円 000	円 000	※第二表の①欄へ 円 000
① 課税資産の譲渡等 の 対価の額 内 特定課税仕入れに 係る支払対価の額 課 税 額	① 1	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
	① 2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑧欄へ	※第二表の⑨欄へ	※第二表の⑩欄へ
	②	※第二表の⑪欄へ	※第二表の⑫欄へ	※第二表の⑬欄へ
	③	(付表2-3の②⑤A欄の合計金額)	(付表2-3の②⑤B欄の合計金額)	※第一表の③欄へ
	④	(付表2-3の②④A欄の金額)	(付表2-3の②④B欄の金額)	※第一表の④欄へ
	⑤ 1			※第二表の⑭欄へ
	⑤ 2	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑮欄へ
⑥			※第一表の⑥欄へ	
⑦			※第一表の⑦欄へ	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧		※第一表の⑧欄へ
差引税額 (②+③-⑦)		⑨		※第一表の⑨欄へ 00
地方消費税の課税標準額	⑩			※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の⑳及び㉑欄へ
	⑪			※第一表の⑪欄へ ※第二表の㉒及び㉓欄へ 00
還付額	⑫			(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑫欄へ
	⑬			(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑬欄へ 00

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R2.4.1以後終了課税期間用)

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

この計算表は見本です。

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課 税 期 間		・ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称		
項 目			税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
課 税 売 上 額 (税 抜 き) ①			円	円	円
免 税 売 上 額 ②					
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額 ③					
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③) ④					※第一表の④欄へ
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額) ⑤					
非 課 税 売 上 額 ⑥					
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥) ⑦					※第一表の⑦欄へ
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦) ⑧					[%] ※端数 切捨て
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み) ⑨					
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 ⑩			(⑨A欄×6.24/108)	(⑨B欄×7.8/110)	
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 ⑪			※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 ⑫				(⑪B欄×7.8/100)	
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額 ⑬					
納 税 義 務 の 免 除 を 受 け ない (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ⑭					
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩+⑫+⑬±⑭) ⑮					
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 かつ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑮の金額) ⑯					
課 5 課 95 税 億 税 % 売 未 円 上 満 上 超 割 の 高 又 合 場 が は 合 控 の 除 調 税 額 整 差 引	個 別 対 応 方 式	⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑰			
		⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の ⑱			
		個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 [⑰+(⑱×④/⑦)] ⑲			
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等 の 税 額 (⑮×④/⑦) ⑳			
		課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ㉑			
		調 整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 (非 課 税 業 務 用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ㉒			
		居 住 用 賃 貸 建 物 を 課 税 賃 貸 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額 ㉓			
		控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑰、⑱又は⑲の金額)±㉑±㉒+㉓]がプラスの時 ㉔	※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ	
		控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑰、⑱又は⑲の金額)±㉑±㉒+㉓]がマイナスの時 ㉕	※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ	
		貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ㉖	※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ	

注 意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑩及び⑫欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

(R2.4.1以後終了課税期間用)

消費税及び地方消費税の申告書第一表（一般用）

この申告書は見本です。

G K O 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号 - -)

(フリガナ) 屋 号

個人番号

(フリガナ) 氏 名

※ 一連番号

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認印 確認書類 個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他

指 導 年 月 日 相談 区分1 区分2 区分3

令和 年 月 日

個人事業者用 第一表

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

対象期間 至 令和 年 月 日

令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	0 0 0	03
消費税額	②		06
控除過大調整税額	③		07
控除対象仕入税額	④		08
返還等対価に係る税額	⑤		09
税貸倒れに係る税額	⑥		10
額 控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦		
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		13
差 引 税 額 (②+③-⑦)	⑨	0 0	15
中間納付税額	⑩	0 0	16
納 付 税 額 (⑨-⑩)	⑪	0 0	17
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫	0 0	18
この申告書 既確定税額	⑬		19
が修正申告 差引納付税額	⑭	0 0	20
である場合			
課税売上 課税資産の譲渡等の対価の額	⑮		21
割 合 資産の譲渡等の対価の額	⑯		22

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰		51
	差 引 税 額	⑱	0 0	52
譲渡還付額	⑲			53
額 納 税 額	⑳	0 0		54
中間納付譲渡割額	㉑	0 0		55
納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉒	0 0		56
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑)	㉓	0 0		57
この申告書 既 確 定 譲 渡 割 額	㉔			58
が修正申告 差 引 納 付 譲 渡 割 額	㉕	0 0		59
である場合				
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖			60

付 割 賦 基 準 の 適 用

延 払 基 準 等 の 適 用

工 事 進 行 基 準 の 適 用

現 金 主 義 会 計 の 適 用

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用

控 除 算 税 額 の 法 上 記 以 外

基準期間の課税売上高

還 付 金 受 取 機 関 等

銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所

預金 口座番号

ゆうちょ銀行の 貯金記号番号

郵便局名等

※税務署整理欄

税 理 士 署 名 押 印

(電話番号 - -)

税 理 士 法 第 30 条 の 書 面 提 出 有

税 理 士 法 第 33 条 の 2 の 書 面 提 出 有

㉖=(㉑+㉒)-(㉓+㉔+㉕)+修正申告の場合㉖=㉓+㉕
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

消費税及び地方消費税の申告書第二表

この申告書は見本です。

第3-(2)号様式

G K 0 6 0 1

課税標準額等の内訳書

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ)	
屋号	
(フリガナ)	
氏名	

整理番号	
------	--

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	☐	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	☐	附則38②	52
小売等軽減売上割合	☐	附則39①	53

個人事業者用

第二表

自 平成 年 月 日
至 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和元年十月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①
※申告書(第一表)の①欄へ	

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②		02
	4 % 適用分	③		03
	6.3 % 適用分	④		04
	6.24 % 適用分	⑤		05
	7.8 % 適用分	⑥		06
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)		⑦		07
	6.3 % 適用分	⑧		11
	7.8 % 適用分	⑨		12
		⑩		13

消 費 税 額		⑪																		21
※ 申告書(第一表)の②欄へ																				
⑪ の 内 訳	3 % 適用分	⑫																		22
	4 % 適用分	⑬																		23
	6.3 % 適用分	⑭																		24
	6.24 % 適用分	⑮																		25
	7.8 % 適用分	⑯																		26

返 還 等 対 価 に 係 る 税 額		⑰	
---------------------	--	---	--

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)		⑳		41
	4 % 適用分	㉑		42
	6.3 % 適用分	㉒		43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓		44

(注1) ⑧～⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉑～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)